

1 趣旨

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、警察庁組織令（昭和29年政令第180号）等について所要の規定の整理等を行うものである。

2 改正の概要

(1) 警察庁組織令等の一部を改正する政令

ア 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）について、自動車運転代行業の認定申請書の添付書類から、成年擬制制度の適用を受ける未成年者に対して提出を求めていた「戸籍の謄本又は抄本」を削除するとともに、所要の経過措置を整備

イ 改正法により「未成年者喫煙禁止法」が「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に、「未成年者飲酒禁止法」が「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改められたことに伴い所要の規定を整理

(2) 警備業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

次に掲げる府令中、成年擬制制度の適用を受ける未成年者について定めた部分を削除するとともに、所要の経過措置を整備

- ・ 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）
- ・ 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）

(3) 古物営業法施行規則等の一部を改正する規則

ア 次に掲げる規則中、成年擬制制度の適用を受ける未成年者について定めた部分等を削除するとともに、所要の経過措置を整備

- ・ 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）

イ 前記2(1)アの改正に伴い所要の規定を整理

3 意見公募手続の実施結果

政令案等について、令和3年10月29日（金）から令和3年11月27日（土）まで意見公募手続を実施したところ、本改正に賛成である旨の2件の意見が寄せられた。

4 施行期日

令和4年4月1日

公安委員会	優良運転者のオンライン更新時講習	令和3年12月9日
説明資料No. 2	のモデル事業の実施について	交 通 局

1 概要

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、マイナンバーカードの電子証明書を活用したシステムを用いて、優良運転者のオンライン更新時講習のモデル事業を実施するもの。

2 内容

(1) 実施期間

令和4年2月1日～令和4年3月31日

(2) 実施県

4道府県（北海道・千葉県・京都府・山口県）

(3) 対象者

実施県に住所地を有する優良運転者で、マイナンバーカードを保有する者

(4) 受講の流れ

ア 更新連絡書、県警ウェブサイト等による案内

イ スマートフォン、パソコン等で専用サイトにアクセス

ウ マイナンバーカードの読取り等

- ・ マイナンバーカードをスマートフォン等にかざして暗証番号を入力
- ・ 運転免許証番号を入力

エ 動画視聴

- ・ 居住県の動画を視聴
- ・ チャプターごとにミニテスト
- ・ 視聴中、顔画像撮影画面を表示し、顔画像を撮影（計3回）
- ・ 最後にアンケート

オ 免許センター等での更新手続

- ・ 申請書等を提出するとともに運転免許証を提示
- ・ 職員が端末で受講確認（顔画像による本人確認を含む）
- ・ 適性検査や写真撮影の後、新運転免許証を受取り

3 今後の予定

令和4年度にモデル事業の効果検証を行い、令和5年度以降、全国実施に必要なシステム改修を行う。また、令和6年度末以降、全国でオンライン講習を実施。